

会 議 議 事 録

1 会議名	令和6年度 第2回長岡市権利擁護地域連携協議会
2 開催日時	令和7年2月20日（木曜日） 午前10時30分から午後0時5分まで
3 開催場所	アオーレ長岡 4階 大会議室
4 出席者名	【委員】 杉森委員長、河瀬副委員長、平澤委員、田中委員、清水委員、込山委員、柴野委員、関委員、川上委員、大川委員 【オブザーバー】 新潟家庭裁判所長岡支部 新井主任書記官 【事務局】 長岡市福祉保健部長 長岡市福祉総務課長、担当係長、担当主事 長岡市社会福祉協議会事務局長ほか2名 長岡市成年後見センター担当係長、担当主事
5 委員欠席者名等	星野委員
6 議題	○報告事項 （1）長岡市成年後見センター活動実績について ○議事 （1）成年後見センターの目標設定について （2）アセスメントシートについて （3）その他
7 資料	別添のとおり
8 審議の内容	
発信者	議 事 内 容
事務局：福祉総務課担当係長	ただいまより令和6年度第2回長岡市権利擁護地域連携協議会を開催する。 初めに本協議会委員長から一言ご挨拶をお願いします。
委員長	本日は雪の中、お集まりいただき、感謝。 後ほど事務局から報告いただくところではありますが、皆様の協力もあり、成年後見センターの運営も順調であると思う。

	本日の議事は、成年後見センターの目標設定やアセスメントシートということで、前向きな案件ということで、皆さんのご意見を聞きながらまとめていきたいと思いますので、積極的なご意見を願います。 また、報告事項につきましても、燕市への視察等事務局から報告などが予定されており、具体的な内容になるかと思うので各委員からお考えについて意見を頂きたいと思う。 それでは本日もよろしくお願いいたします。
事務局：福祉総務課担当係長	それでは次第２の報告事項について（１）成年後見センター活動実績の報告をお願いします。
事務局：社会福祉協議会事務局長	報告（１）長岡市成年後見センター活動実績について —資料No.1-1 により説明—
事務局：成年後見センター担当係長	—資料No.1-2 から 1-7 により燕市への視察等について報告—
事務局：福祉総務課担当係長	ありがとうございました。 実績報告につきまして質問やご意見がございましたらお願いします。 無いようですので続きまして、議事に入る。
委員長	議事（１）成年後見センターの目標設定について、事務局から説明をお願いします。
事務局：福祉総務課担当主事、成年後見センター担当主事	議事（１）成年後見センターの目標設定について —資料No.2 により説明—
委員長	今までも取組みについて進めていただいたところですが、改めて明確な形で目標を設定するということであり、長岡市の現状や国の第二期成年後見制度基本計画に沿った内容になっていることかと思う。 市民後見人の関係で、法人後見支援員を育成する旨の説明がありましたが、現在の法人後見支援員の活動内容について教えていただ

	きたい。
委員	法人後見の支援員についてですが、先ほどの報告にもあった通り、現在3名が昨年の10月から活動を開始している。具体的には法人後見担当の職員と一緒に同行訪問という形で活動しており、今後は日常支援だけではなく、徐々に活動範囲を広げ、実践の中で経験を積んでいただく予定。この方たちは昨年までの研修を修了し、日常生活自立支援事業の生活支援員を経験した方々。 関連話題として、法人後見としては今年度、新規受任が8件となっており、比較的若く、保佐類型の方が多いという傾向。現在の受任数は32件であり、後見支援員育成との両立が大変な面もあるが、どちらも大事な役割であるため責任を持って進めていきたい。
委員長	全体が32件で新規受任が8件となると急激に増えている印象を持ち、支援員の活動の必要性も高いと思う。そうするとやはり支援員に求める活動も多くなるのか。
委員	職員と法人後見支援員が双方で活動できるようになれば、受任の幅も広がっていくと考えている。
委員長	法人後見支援員には具体的にどのような業務を中心に担っていただいているのか？
委員	活動中の3人には現在8ケースの訪問対応等を担っていただいている。まずは顔を覚えていただき、職員の一員ということで信頼を得ること、今後は支援者のカンファレンスに参加していただく等の可能性を探りながら、活動の幅を広げていただければと考えている。
委員長	8ケースというのはどのような対象の方か？
委員	比較的落ち着いて安定している方で、施設の方もいれば在宅の方もいる。顔を合わせてお話しをしていただくことを大事にして、お願いしているところ。
委員長	続きまして、市民後見人育成の方針にリレー方式で、専門職後見

委員	人が選任されているケースを市民後見人に引継ぐ形を考えていると伺った。専門職3団体があり、様々な事情があるかと思うが、弁護士として後見人受任は法的な課題対応の必要性により受任するケースもあり、実情としてなかなか受け手がいなかったために受任したという経過もあるかと思う。今後、市民後見人が育成されてきて、任せても良いという状況となれば、引継を行うことも選択肢になるかと思う。その場合の在り方、問題点などについて、弁護士会の現状からお話しさせていただきたい。 成年後見制度の専任の場面では、弁護士会が関わる場面があり、それは家庭裁判所から推薦依頼が弁護士会宛てに来るため、その依頼に応じて推薦できるかを回答する形で関わっていますが、選任後のフォロー、どのような仕事をされているか、例えばいろんな理由でお亡くなりになった場合には終了するわけですが、終了していることも把握はしていないということで選任時以外での会の関与として皆様の状況をわからないのが現状。 私個人も受任しておりますが、弁護士でなくてはならない案件はむしろ少ないというような現状であり、そういうケースを市民後見人に引き継いでいくというのはあり得ることだと思いますが、その中で弁護士会として、どのように引き継いでいくかという、弁護士会として把握していくことは難しい現状と考えている。選任の段階である程度最初からリレーということで受任している弁護士もあり、その場合は可能だと思いますが、そのあたりが弁護士会としての課題になってくるかもしれないと考えている。 リーガルサポートは弁護士会とは異なり、リーガルサポートに加入している会員は、受任しているケースについてリーガルサポートに報告しなければいけないことになっている。半年に1回報告をしており、就任後に活動が終了したら、終了報告及び相続人に引き継いだ資料として関係書類の写しについても提出義務があるため、引き継ぎに関しては把握しやすいと考えている。 ただ、家庭裁判所から推薦依頼があっても、難しいケースだと現状なかなか会員から受けていただけないので、それはおそらく結果的に弁護士会に依頼がいつており、弁護士が専門的に受任しなくても良いケースの受任がされている状況と考えられる。そういう難しい案件を仮に受けた方がいて、法的な問題や相続の問題が片付いたとして市民後見人に引き継いでいけるかの判断を誰がすべきか
----	--

委員	が難しいところで、リーガルサポートでは事件の概略のような、どういう財産を持っていて、どういう重要な問題があつてっていうところまでは把握しているが、細かい内容にまでは把握できないので、結局その辺の調整を誰がしていくのか、そこを家庭裁判所の力を借りてこういう案件の場合は市民後見の方に引き継いでいけるのだろうかいうところも、受任調整会議とまた違う意味を持つ会議が必要になってくるのではないかと考えている。 ばあとなあ新潟も年に2回の定期報告、あとは新規受任、お亡くなりになったなどで終了後、事務が完了したことについては随時報告する仕組みがあるため、会員がどのくらい受任しているのかは全て把握をしている。受任に関しては当会員もやはり受け手が少なく、依頼に対して候補者なしでお返ししているケースも実際にあり、そのようなケースはどのような内容が多いかという、当会員に対しては身上保護を期待されていると思っておりますが、申し立ての時点で金銭面や親族間のトラブル等の課題が並行して進んでいるようなケースだと受任を希望する方は少ない。 その課題が整理されると当会員でも身上保護中心に関わっていきえると考えており、むしろ長い伴走期間を考えると、優先して受任する案件だと思いますが、初期で大変な背景が見えるといつも受任を希望される方が少ないというのが現状。 市民後見人へのリレーに関しては、やはり在宅の方が福祉ニーズが高く、課題が多いため最初は大変ですが、少しずつ課題を解決して例えば施設入所に繋がると、その後は後見人としても動きが少なくなるので、そのタイミングで市民後見人さんにバトンタッチすることは流れとしては良いと思う。しかし、会として誰がどのくらい受任しているのかは把握しておりますが、個人情報の観点等でケースの詳細までは把握していない現状がある。また、個人で独立し、主たる業務として生計を得るために活動している会員については落ち着いているケースが一定数ないと、おそらく業務として成り立たない背景も考えられる。そのため、会として落ち着いているケースを市民後見にどんどんバトンタッチしようということは言えないと思うので、会員個人の判断になるのかなと考えている。
委員長	事務局から今の各委員の発言に対して発言はあるか？

事務局：成年後見センター担当係長	市民後見人へのリレーケースですが、燕市への視察では実際に受任調整会議の見学もさせていただいた。その際の検討ケースがまさに弁護士から、市民後見人引き継ぐ案件だった。そのため、専門職団体から、このようなケースはリレーが検討できるかというような相談場面を受任調整会議内で設けられるような体制を作ることも有効ではないかと意見を頂く中で考えたところ。今後の検討課題になると思いますが参考にさせていただく。
委員長	今回設定された目標の中に苦情や相談の対応が改めてあがっている。本人や関係者さんのご相談、苦情相談あるいはその後見人等との協議が必要になるようなケースがあればご説明いただきたい。
委員	当センターでは、苦情、クレーム相談等での困難さはそこまで感じていないのが現状。当然、当事者同士の関わりの中で、複雑な課題を抱えているケースの場合には、実情を伝えなければいけませんので、それをお伝えするとなかなか引き受けてもらえない、ということは依然としてある。しかし一度受任していただいたもので、何かトラブルに繋がって、当センターに連絡を頂くということは、あまり経験がない。
委員	当センターにおいても、受任後に苦情が多く来る感じはないですが、たまに後見人と合わないという内容の話を本人から連絡頂くことがあった。 先ほどの話に繋がりますが、後見人が変わる方法としてリレー方式という話がありましたが、そういうタイミングだけでなく、後見人自身が他の人に代わりたいと考えた時に、どのような手続きが必要か教えていただきたい。
オブザーバー	後見人自身が本人と合わないため、辞任したいという意向があった場合は後見人から辞任許可の申し立をしていただく。また、その場合に新しい後見人はこの方を選任してほしいという候補者を立てて申立てをしていただき、辞任後に新たな後見人を選任するような事例がある。あともう一つは、後見人に不正やその疑いがあり、解任をしてくださいという申立てを行う場合がある。いずれの場合も手続きとして申立てが必要となる。

委員	その時には次の後見人候補者を記載する必要があるということか？
オブザーバー	基本的にはそうなる。法律上、次の後見人を探し、速やかに選任する必要がありますが、どうしても探すことができない場合は家庭裁判所に一任していただくことも可能。その場合は三士会に対して推薦依頼をしていく流れになるかと思う。
委員長	成年後見センターで苦情などの相談があり、後見人の方と協議が必要になった等の事例は今までにあるか。
事務局：成年後見センター担当主事	施設入所または自宅にいらっしゃる方から、後見人の支援に不満があり、当センターに何とかしてほしいと連絡をいただくことがある。最近では障害者の方から、後見人から強く叱責されたというようなご相談があり、関わっている複数の支援者に確認すると、そこまでの事実はないという事を確認している。支援者からは、本人が複雑な家庭環境の中で動きが多く、後見人も支援に苦慮しているのではないかという話があった。 このケースにおいて後見人に対して改善を求めるようなアプローチまでは行っておりませんが、実際にその段階に行くまでは支援者、専門職団体の方と協議をしながらになるので、実際のところ専門職後見人の裁量権内での取組みについてどこまで当センターが介入できるかは模索しながらの対応になると考えている。
委員長	弁護士会としても相談があれば必要な対応を行いたいと思いますので、必要時をご相談いただきたい。 次に、普及啓発に関連して出前講座のお話もありましたが、例えば行政書士会で権利擁護に関する啓発活動等の取組について活動があれば教えていただきたい。
委員	当会では会としてそこまで行えていないのが現状。
委員長	目標の方向性については皆さん承認ということで進めていただくということでよろしいか。 —異議なし— 具体的な課題もまた出てくるかと思いますので、必要に応じて当

	協議会の議題にしていだきたい。 続いて、議事（２）アセスメントシートについて、事務局から説明をお願いします。
事務局：成年後見センター担当係長	議事（２）アセスメントシートについて —資料№.３に基づき説明—
委員長	今の説明に質問、意見はあるか？
委員	「②権利擁護支援の方針検討シート」について、本人の基本情報を記入する項目がある。その中に本人の状況として認知症や精神障害等を選択する項目があるが精神障害という記載だけで病名等までわからないようなシートでは運用が難しいのではないか。例えば統合失調症や躁うつ病では検討する方向性も変わってくるため、記載欄を追加したほうが良いと思う。 また、若い方も相談されると思うが、長谷川式認知症スケールは高齢者に特化したものになるため、若い方はIQの記載等、高齢者と別の参考値を記載できると良いのではないか。 同様に、「③成年後見制度検討シート」に関しても病名までの記載があると判断しやすくなると思う。
委員	まずは、このような視覚化されたものの作成は良いことだと思う。どの手続きが、どのように進んでいるかが正直なところ見えにくい部分もあり、成年後見制度は利用までに時間がかかるイメージがある。このシートでは検討から決定までの過程が見えやすくなるため、なぜ時間がかかっているのかも理解しやすくなると思う。 その中で、病院としては、成年後見制度の利用を適切に行い、早期に支援者がついてほしいケースが多くある。相談経過やフロー図の中でも良いが、この過程で時間が今はかかっているということが分かりやすく見える状態にしてもらいたい。時間がかかるところが見えてくると、原因究明と対策がしやすくなると思う。 もう一点は先ほど受任者の問題について話題がありましたが、誰をどう選任いただくかというところで、各専門職の方としては受任前の本人イメージと大きく変わらず受任しているケースと、受任後に支援していく中で受任前の課題等のイメージから変化があったものの、継続して対応しているケースがあると思う。支援を受けて

	いる本人への確認もしたうえで、そのニーズに合わせた支援性質を持つ受任者の交代について検討することも必要だと思う。可能であればこの後見人支援、モニタリングの部分で後見人の追加選任や交代についてもこのアセスメントシートやチェックシートから課題を整理し、支援課題が解決しており見守り中心であれば市民後見人、専門性を持った身上保護が必要であれば社会福祉士、また法律課題が出てきたということであれば弁護士にお願いするなど、仕分に活用できると良いと考える。 方針検討シートについては、私も病名の記載が必要と考えており、IQの記載もあると良いと思う。精神障害ということで一括されることがありますが、症状は様々であり、年齢を重ねながら認知機能の低下が見受けられる方もいる。細かい情報も記載があれば、本人の状況に応じたより深い検討がされると思いますのでぜひそのようにお願いしたい。 貴重なご意見をありがとうございます。ぜひ事務局は意見を参考に見直しをお願いできればと思う。追加で意見があれば後日でも事務局までご意見をお願いしたいと思う。こちらについては使いながら良くしていくものだと思うため、随時気づいた点があれば連絡いただきたい。 最後に議事（３）その他。発言のある方はお願いしたい。 業務対応している中で、成年後見制度の利用を支援している方の対応が増えてきていると感じている。口座開設等の手続きで来店される際には、「相談予約サービス」を行っており、これは事前にいつ、どのような要件かという事を申込み頂くことで窓口での時間を短縮できるものである。実際に活用されている方は増えてきており、このサービスも浸透してきていると感じている。 他の金融機関の取組みとして、新潟県内の金融機関においては、成年後見制度関連の書式が統一されていなかったのですが、１月６日から県内の地方銀行、信用金庫、信用組合で共通書式を使うという取組みを開始した。 これまで複数の金融機関に預貯金等の資産をお持ちの場合ですと同じ後見制度関連手続きであっても、金融機関によって書類様式が異なり、提出物も異なるため、手続きが煩雑というご意見があった。そのため、１月６日から県内の金融機関では届出書式を統一し、
委員長	
委員	

	提出物についても基本的に同じものにするという対応になっている。 銀行については、第四北越銀行、大光銀行。信用金庫については、新潟信用金庫、長岡信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、柏崎信用金庫、上越信用金庫、新井信用金庫、村上信用金庫、加茂信用金庫。信用組合については、新潟縣信用組合、興栄信用組合、はばたき信用組合、協栄信用組合、巻信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、糸魚川信用組合の以上が統一化された金融機関。 共通化の概要は、お客様からご記入いただく成年後見制度に関する届出書、ご提出いただく確認書類、登記事項証明書等について共通化している。ただ、こちらの取組みについては成年後見制度に関する手続きを共同で行うものではないため、必要書類については従来通りそれぞれの金融機関にご提出いただく必要がありますが、提出頂くものは同じという事になる。 このように金融機関でも、成年後見制度に関する対応を行っておりますのでこの場をお借りして共有させていただいた。
委員長	進行を事務局に事務局にお返しする。
事務局：福祉総務課担当係長	続いて、オブザーバーの家庭裁判所から本日の講評や共有事項、家庭裁判所の視点でのご意見等ございましたらお願いしたい。
オブザーバー	長岡支部における後見等の申立てについてですが、保佐・補助は調査官調査を実施するため、時間がかかりますが、後見では書類等に不備がなく鑑定等も省略でき、特段その他に問題がない事例であれば、適切な後見人候補者を挙げていただいている場合は、だいたい申立てから1か月程度で後見人が選任されている事例がある。 それが裁判所に一任となると専門職団体に推薦依頼をし、その団体に受けていただければ申立てから2か月程度で選任されますが、断られてしまい、次の団体に依頼すればさらに1か月、また断られて次の団体になればさらに1か月と、審理が遅れることになり、なかなか受けていただけないような事案は半年以上かかっている実情がある。これは本人の権利擁護支援のために望ましいことではなく、この原因を考えると困難事案が増加していることや、専門職団体の受け手の問題ということもあるかもしれませんが、裁判所

	から各種団体に提供する情報が十分なものでないのではないかと いう疑問も生じていたところ。 そこで昨年の 11 月から本人情報シートの写しを推薦依頼の際に 各種団体に提供している。さらに、今回ご提案いただいた申し立て の際に、成年後見センターで利用するアセスメントシートを提供い ただけることは、裁判所において適切な団体に推薦依頼を行うこと が可能になると思われ、ケース検討会議における多角的な検討や候 補者の調整結果を十分に考慮して、後見人を選任できるメリットが あると考えている。 他にも推薦依頼の際に、可能な限りで、団体に情報提供すること で、今まで受けていただけなかった事案を受けていただけるように なるのではないかとという期待もあり、より適切な候補者を推薦して いただけることで、精度の高い後見人の選定に繋がると思うため、 ぜひともよろしくお願ひしたいと思う。このような取組みから、受 任者調整の仕組み作りへと繋がっていくことを期待している。 また、市民後見人の話も出ましたが、その件も含め、裁判所とし て今後とも協力させていただきたいと思う。 最後に、最近の裁判所の取組みを紹介します。国の第二期成年後 見制度利用促進基本計画では、財産管理だけでなく身上保護も重視 した制度の運用とすることとされていることから身上保護事務の 管理のあり方についての議論が進んでいる。 前回もお伝えしましたが、令和 7 年 4 月から報告書の書式も身上 保護に関する内容を盛り込んだ書式となる。
事務局：福祉総務課担 当係長	事務局を代表し、福祉保健部長から閉会の挨拶を頂く。
事務局：福祉保健部長	本日はお忙しい中、お集まりいただき感謝。おかげさまで成年後 見センターは少しずつ軌道に乗ってきており、次の一步に進んでい く時期かと考えている。それが目標の設定や、アセスメントシート の作成ということになっていると思う。これまでやってきたことを できるだけ多くの皆様に視覚化し、見えるようにすることで、また 新たな課題や解決案が出てくるものと考えている。 地域包括ケアを考える会議に出席した際、ACP と言って、自分 の人生の最終的な段階をどう考えるかということを早期から考え ていくことも大事だということが話題に出た。これ以外にも多くの

事務局：福祉総務課担当係長	取り組みがありますが、また皆さんから情報提供をいただくことや、ご意見をいただきながら、少しでも市民の皆様が豊かな生活を送れるように努めていきたい。 以上で、令和6年度第2回長岡市権利擁護地域連携協議会を終了する。 以上
----------------------	---